

関西福祉大学 教育後援会事務局及び事務処理に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、関西福祉大学教育後援会（以下、「本会」という。）の事務局組織について規定するとともに、事務処理の基準を定め、適正な事務処理の実施を図る。

(事務局組織)

第2条 本会会則第1条に規定する事務局は、関西福祉大学学生支援課（以下、「学生支援課」という。）に置く。また、事務局には次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
 - (2) 事務職員 若干名
- 2 事務局長は、学生支援課長をもってあてる。
 - 3 事務職員は、学生支援課職員等をもってあてる。
 - 4 学長及び大学事務局長は、事務局の運営及び事務処理に関して、相談及び助言を行う。

(事務の決裁)

第3条 本会の事業実施に係る事務については、事務職員が文書起案の上、学内事務決裁規程に規定する稟議書または伺書の様式により、教育後援会会長の決裁を受けることとする。

また、購入等予定価格及び内容により、本会事務局長が決裁することとする。

- (1) 教育後援会長決裁
 - ①購入等予定価格が30万円以上の場合
 - ②当該決裁に係る内容が本会の運営に重大な影響を及ぼす場合
- (2) 本会事務局長決裁（学長及び大学事務局長の合議を得るものとする。）
上記以外の場合

(物品等購入等の際の見積り比較)

第4条 購入予定価格が10万円を超える場合は、2社以上の見積り比較を行い、購入先の決定を行うこととする。

(出張手続 等)

第5条 本会業務のために、教職員が出張する場合の出張手続及び旅費の支給基準等については、関西福祉大学旅費規程ほか関係諸規程を準用する。

(文書の保存年限)

第6条 文書の保存年限は、次のとおりとする。

- (1) 稟議書 5年
- (2) 伺書 3年
- (3) その他の書類 3年

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会に出席した委員の過半数の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成17年 4月 1日から改定施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から改定施行する。